

奨学金返還支援取組状況一覧表

令和2年3月27日時点

地方公共団体名	事業名等	申請できる時期	主な申請要件	募集人数	返還支援（開始の）要件	返還支援の上限（総額） （支援の時期・内容等）	協力企業の例	ホームページ	担当部署
千葉県千葉市	千葉市奨学金返還サポート	千葉職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ）に通う1年生	【主な要件】 以下の要件をすべて満たす者 ・ポリテクカレッジ千葉在学中の1年生であること ・学費に充てるために貸与型奨学金を利用していること ・卒業後1年以内に市内企業に就職予定であること	上限無し	【主な要件】 ・市内に本社がある企業または市内の事業所（市内企業）に1年間就業（最大3年間支援） ・市町村税の滞納がないこと	総額47.5万円（1年ごとに就業状況を確認し、最大3回まで返還支援金（補助金）を交付） ※原則、奨学金貸与額の1/2の額を交付（上限47.5万円）。1回あたりの交付金額は総額の1/3。	—	https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/koyosuishin/index.html	経済農政局経済部雇用推進課 電話：043-245-5278 koyosuisin.EAE@city.chiba.lg.jp
千葉県館山市	館山市ふるさと創生奨学金	館山市ふるさと創生奨学金の返還開始時又は返還中	館山市ふるさと創生奨学金の貸与者	上限無し	①借受人が以下に該当する場合 （1）死亡 （2）重度障害 （3）災害、病気等 ②館山市に住所を有する ③身体障害者	現在の上限額 ①履行期が到来しない分の全部又は一部免除 最大 1,260,000円 ②返還額の3分の1免除 最大 420,000円 ③返還額の2分の1免除 最大 630,000円	—	https://www.city.tateyama.chiba.jp/kvousoumu/page000272.html	教育委員会教育部教育総務課総務係 電話：0470-22-3685
千葉県多古町	返還免除制度	貸付終了から半年後	多古町に住所がある 就業している 税に未納がない	上限無し	申請要件を満たしている月から免除開始。	貸付額の総額 （貸付月額の半額を返還月額とするため、貸付期間の倍の期間が支援期間となる）	—	https://www.town.tako.chiba.jp/docs/2019071300016/	総務課 電話：0479-76-2611
千葉県東庄町	東庄町奨学金資金利子補給事業	高等学校や大学等に入学後（11月1日～翌年4月30日）	学校教育法に基づく高等学校や大学等に入学又は就学している方の親権者で町内に居住している者	上限無し（予算の範囲内）	教育資金を指定金融機関等から融資（50万円以上300万円以内）を受ける	借入金の支払利子（の一部）を補給する。期間は就学校の正規の就学期間	—	HP無し	教育委員会教育課学校教育係 電話：0478-86-2311
千葉県長生村	長生村育英修学金制度	貸付終了後	長生村育英修学金の貸付を受けた者	10人（年間）	卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して6か月を経過する日までの間において村内に居住し、かつ、同日から起算して教育委員会が定める日までの間において村内に居住を継続すること。	全額	—	http://www.will.chosei.chiba.jp/0000000563.html	子ども教育課学校教育係 電話：0475-32-2117